

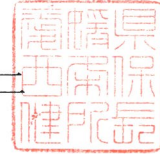
許可番号 03820009474

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛媛県西条市周布1758番地3  
氏 名 藤岡建設株式会社  
代表取締役 藤岡 一貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日  
許可の有効年月日

平成30年11月10日  
令和5年11月9日

### 1. 事業の範囲

#### 中間処分

|                                                                                                    |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 破碎処分: がれき類、金属くず、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、鉱さい、ゴムくず | 以上9種類 |
| 乾燥処分: 汚泥                                                                                           | 以上1種類 |
| 焼却処分: 紙くず、木くず、廃プラスチック類                                                                             | 以上3種類 |
| 切断処分: 木くず、がれき類、金属くず                                                                                | 以上3種類 |
| 選別処分: がれき類                                                                                         | 以上1種類 |
| コンクリート混練・固化処分: 燃え殻、ばいじん                                                                            | 以上2種類 |

### 2. 事業の用に供するすべての施設

- |                                                                    |    |
|--------------------------------------------------------------------|----|
| (1) 破碎施設（がれき類、金属くず）                                                | 2基 |
| 設置場所: 西条市丹原町田野上方1097番地1                                            |    |
| ・設置年月日: 昭和63年6月1日、届出年月日: 平成13年4月27日                                |    |
| 処理能力: 1,520t/日                                                     |    |
| ・設置年月日: 平成11年1月5日、届出年月日: 平成13年4月27日                                |    |
| 処理能力: 680t/日                                                       |    |
| (2) 破碎施設                                                           | 1基 |
| 設置場所: 西条市丹原町田野上方1097番地1                                            |    |
| 設置年月日: 平成12年5月1日、処理能力: 4t/日                                        |    |
| (3) 破碎施設（がれき類、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」） | 1基 |
| 設置場所: 西条市丹原町川根乙38番4                                                |    |
| 設置年月日: 令和元年10月21日、処理能力: 4.8t/日                                     |    |
| (4) 天日乾燥施設                                                         | 1基 |
| 設置場所: 西条市丹原町田野上方1097番地1                                            |    |
| 設置年月日: 昭和63年6月1日、処理能力: 138.75t/3日                                  |    |
| (5) 焼却施設                                                           | 1基 |
| 設置場所: 西条市丹原町田野上方1097番地1                                            |    |
| 設置年月日: 平成16年6月30日                                                  |    |
| 処理能力: 45kg/時、97.4kg/日（廃プラスチック類）                                    |    |

（裏面へ続く）

(裏面)

- (6) 切断施設 (木くず) 1 基  
設置場所: 西条市丹原町川根乙38番4  
設置年月日: 平成20年11月18日  
処理能力: 5.08 t/時
- (7) 切断施設 (がれき類、金属くず) 1 基  
設置場所: 西条市丹原町川根乙38番4  
設置年月日: 平成20年12月6日  
処理能力: 1.87 t/時
- (8) 選別施設 1 基  
設置場所: 西条市丹原町川根乙38番4  
設置年月日: 平成20年11月18日  
処理能力: 180 t/時
- (9) コンクリート混練・固化施設 1 式  
設置場所: 西条市丹原町田野上方1097番地1、西条市丹原町川根乙38番4  
設置年月日: 平成21年3月1日  
処理能力: 199.40 t/3日 (燃え殻)、199.40 t/3日 (ばいじん)
- (10) 保管場所 11 箇所
- ・設置場所: 西条市丹原町大字田野上方1097番地1  
保管する廃棄物の種類: ①がれき類 ②金属くず ③木くず ④紙くず、木くず、廃プラスチック類  
⑤がれき類、金属くず、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」、鋳さい、ゴムくず  
⑥燃え殻 ⑦ ばいじん  
保管面積: ①147.29㎡ ②14.24㎡ ③56.63㎡ ④2.70㎡  
⑤34.50㎡ ⑥74.50㎡ ⑦79.42㎡  
保管容量: ①193.44㎡ ②19.99㎡ ③97.38㎡ ④各0.85㎡  
⑤各2.0㎡ ⑥330.1㎡ ⑦330.1㎡
  - ・設置場所: 西条市丹原町川根乙38番4  
保管する廃棄物の種類: ①がれき類 ②金属くず ③木くず ④がれき類 ⑤がれき類  
⑥「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」  
保管面積: ①71.04㎡ ②18.50㎡ ③411.73㎡ ④53.28㎡  
⑤31.9㎡ ⑥4.12㎡  
保管容量: ①59.9㎡ ②15.6㎡ ③277.97㎡ ④63.27㎡  
⑤31.9㎡ ⑥3.5㎡

3. 許可の条件  
該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- |       |             |
|-------|-------------|
| ○当初許可 | 平成 5年11月10日 |
| ○更新許可 | 平成10年11月10日 |
| ○更新許可 | 平成15年11月10日 |
| ○更新許可 | 平成20年11月10日 |
| ○更新許可 | 平成25年11月29日 |
| ○更新許可 | 平成30年11月10日 |
| ○変更届出 | 令和 元年10月21日 |

(がれき類及び「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」の破砕機1基及び保管場所の追加)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無